

平成31年2月6日

福知山市長 大橋一夫 様

福知山市指定管理者制度
第三者評価委員会
委員長 新川 達郎

福知山市指定管理施設のあり方検討にかかる調査報告

福知山市が設置している指定管理施設のうち宿泊観光施設における指定管理施設のあり方について、下記のとおり報告します。

記

福知山市が平成29年11月に策定した「福知山市財政構造健全化指針」において、歳出改革のひとつとした「指定管理施設のあり方見直し」の方向性を見出すため、福知山市指定管理者制度第三者評価委員会のもとに「指定管理施設のあり方検討部会」を設置し、指定管理施設のあり方や見直しの方向性について検討を行いました。

施設のあり方について検討を行う施設については、宿泊観光施設のうち平成31年度に指定期間を終了する施設を対象としました。対象施設については、施設設置当時と大きく社会情勢、市民ニーズ等が変化している中で、施設の設置目的と現状を把握し、今後の「施設のあり方」について早急に検討する必要があるため、検討を行ったものです。

1 基本的な方向性

今回の検討対象施設については、法律等により設置が義務付けられている施設ではなく、民間で代替可能な施設です。また、宿泊施設（宿泊機能）は、一定の公益性等はあったとしても、市が管理運営する必要はなく、公共施設としては廃止すべき施設であると考えます。

近年、社会情勢や市民ニーズの変化によりサービス内容や利用実態について設置目的と合致しておりません。各施設における利用者数についても減少傾向にあります。

現在、管理運営を行っている指定管理者制度では、営業時間や料金設定等が条例で定められており、公共施設としての設置目的等がある意味制約となり、民間事業者のノウハウやアイデアを活かしきれいていません。民間では一般的に導入されている季節や曜日など需要動向による価格変動（シーズナリティ）についての対応も柔軟な運用が難しい状況にあります。また、指定期間があることで、中長期的な設備投資等も含んだ事業計画がたてづらい現状があります。

冒頭に述べたとおり、これらの施設については、公共施設である必要はなく、市がもつべき施設ではありません。しかし、一方で、これらの施設については、地域の拠点施設として位置づけられてきた施設でもあります。地域特性を考慮する中で、民間のノウハウやアイデアを活かした資産の有効活用、サービス提供を図るため、民間事業者への貸付や売却等、最も効率的で効果的な管理運営方法について検討を進める必要があります。また、安定的な経営に向けて、経営の視点から施設の内容についても精査し、見直しを行う必要があります。

ただし、民間事業者のノウハウ等を最大限活かした最適な管理運営方法について検討を進める中で、民間事業者との調整に時間を要する場合等については、それらの課題解決を図るため、柔軟に対応する必要があります。また、老朽化等の理由により利活用が見込めない場合には、対象施設の廃止や解体、更地にした上での土地売却等も含めて検討を進める必要があります。

2 対象施設のあり方見直しの方向性

(1) ファームガーデンやくの

「ファームガーデンやくの」については、複合施設全体を総合的にプロデュースした一体的な運営ができていません。また、指定管理者制度では、指定期間の縛りもあり、中長期的な設備投資等を含んだ事業計画がたてづらく、需要動向に応じた価格変動（シーズナリティ）の導入等の柔軟な対応が難しい状況にあります。

民間のノウハウ等を活かした自由度の高い運営形態とするため、条例を廃止し、普通財産とした上で、複合施設全体を総合的にプロデュースして一体的な運営を行うために、資本力のある民間事業者へ貸付もしくは売却を検討すべきと考えます。

ただし、民間事業者との調整に時間を要する場合等については、それらの課題解決のため、柔軟な対応を行い、利用者等に対して配慮が必要と考えます。

また、複合施設全体の安定的な経営に向けて、各施設の老朽化や利用状況を踏まえる中で、経営の視点から施設内容や規模を精査する必要があると考えます。

(2) 三和荘及び関連運動施設

「三和荘及び関連運動施設」については、指定管理者制度により、需要動向に応じた価格変動（シーズナリティ）の導入等の柔軟な対応が難しい状況にあります。

民間のノウハウ等を活かした自由度の高い運営形態とするため、条例を廃止、普通財産とした上で、引き続き、地域との連携を図りながら運営を行うために、特定非営利活動法人丹波・みわへの貸付を検討すべきと考えます。

ただし、貸付に移行する前に、地元主体のNPO法人であることや近年の経営状況を鑑みて、経営改善に向けたビジョンの共有、利用者ニーズ分析等を踏まえて業務改善を行う必要があります。

経営状況を安定させるとともに、自主自立可能な施設へと成長させるため、業務改善等の条件を付した上で、経過措置として指定管理による運営の継続（指定期間の2年間延長）が必要であると考えます。

(3) 大江山鬼瓦工房等及び大雲記念館等

「大江山鬼瓦工房等及び大雲記念館等」については、指定管理者制度により、需要動向に応じた価格変動（シーズナリティ）の導入等の柔軟な対応が難しい状況にあります。また、大江山鬼瓦工房等では、積雪量の多い地域であることから、冬季期間の集客は非常に困難ですが、営業日や営業時間等が条例で定められていることから、予約がなくとも営業しなければなりません。

民間のノウハウを活かした自由度の高い運営形態とするため、条例を廃止し、普通財産とした上で貸付を検討すべきと考えます。

尚、大江山鬼瓦工房等については、文化的役割を担う施設も属しており、直営施設である「鬼の交流博物館」も含めた施設間連携等について精査し、適切な施設運営を検討すべきと考えます。

将来的に、童子荘や大雲塾舎の宿泊機能は「大江山グリーンロッジ」へ一本化することを検討し、貸付先としては、対象施設の指定管理者であり、隣接する宿泊施設「大江山グリーンロッジ」を市から借り受け、運営している大江観光株式会社とすることで、施設一体の適正な管理運営を図るべきであると考えます。

(4) こぶし荘

「こぶし荘」については、「農村と都市住民との交流の促進及び地域振興を図ること」を設置目的としていますが、実際には、スポーツ合宿などの団体利用が8割程度を占めている状況であり、設置目的と実際の利用状況には乖離が生じています。また、市内には「大江山グリーンロッジ」や「三和荘」など宿泊施設が重複しており、市内で競合している状況です。利用者数においても継続して減少傾向にあり、施設の老朽化や人口減少に伴い、今後の利用見込みは厳しい状況にあります。

将来に向けての継続可能な体制づくりが困難であり、事業性が低いことから、宿泊機能を廃止するため、宿泊機能について規定している条例を廃止すべきと考えます。

しかし、こぶし荘（本館・新館）については、長年地元が大切にしてきた施設であり、地域の方々の拠り所となっています。地域住民の福祉向上の観点から、地域住民が集い、活動する拠点としての機能については将来に向かって存続できるよう検討する必要があると考えます。